

件名	愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例
主管課	教職員厚生室
根拠法令等	

**【改正の概要】**

平成30年7月豪雨の被災者に対し、奨学金の返還を免除するための一部改正

附 則

**追加**→2 第11条に定めるもののほか、当分の間、平成30年7月豪雨による災害により被害を受けたことを原因として奨学生に採用された者のうち教育委員会が定める者が、高等学校を卒業し、又は専修学校の高等課程を修了したときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

施行日 公布の日

**【その他の参考事項】**

愛媛県は、経済的理由により修学困難なものに対し学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的として、奨学金制度を設けています。

平成30年7月豪雨による被害を受け、経済的理由により修学が困難となった高校生等を支援するため、新たに愛媛県奨学資金（被災特例枠）を設けます。

**1 奨学金（被災特例枠）の概要**

**(1) 奨学生の要件**

- ア 高等学校（中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部を含む）・専修学校の高等課程の在学者
- イ 学業・人物に優れ、健康な者
- ウ 学費の支弁が困難な者（一定の所得要件を満たすもの）
- エ 保護者（親権者又は後見人）が県内に居住
- オ 平成30年7月豪雨により被害を受けたことを原因として、次のいずれかに該当
  - ・居住家屋が被災
  - ・保護者又は主たる生計維持者が死亡、行方不明又は重篤な障害
  - ・保護者又は主たる生計維持者が失業等

**(2) 貸与限度額**

国公立・自宅	月額 18,000円	国公立・自宅外	月額 23,000円
私立・自宅	月額 30,000円	私立・自宅外	月額 35,000円

(3) 貸与期間 奨学生採用時から正規の修業期間

(4) 返還（無利子）

**(5) 返還免除**

高等学校等を卒業・修了した場合は、申請により全部又は一部を免除

**(6) その他**

現在、愛媛県奨学資金の貸与を受けている人も、要件に該当すれば被災特例枠への切り替えが可能。